

いずみのさとAW(訪問介護) 利用料金

★ 介護保険サービス【訪問介護サービス】

1. 基本サービス(1回あたり)

1単位:10.21円

サービスの内容	1回の所要時間	基本単位数
身体介護	20分未満	167 / 回
	20分以上30分未満	250 / 回
	30分以上1時間未満	396 / 回
	1時間以上1時間30分未満	579 / 回
生活援助	20分未満	
	20分以上45分未満	183 / 回
	45分以上	225 / 回

※身体介護及び生活援助において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本単位数の2倍となります。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなります。

2. 加算・減算

加算の種類	加算の要件	単位
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	200 / 月
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本単位の25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本単位の50%
特定事業所加算 I	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本単位の20%
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位の13.7%
介護職員等特定処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位の6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位の2.4%
同一建物減算	事業所と同一の建物に居住する利用者	1月の利用単位の10%減算

※市町村で発行される「介護負担割合証」に則ったご入居者負担割合分に応じてお支払いいただきます。

※月額介護サービス費=上記総単位数×日数×単価(10.21円)×1割負担or2割負担or3割負担

★ 介護保険サービス【介護予防訪問介護相当サービス】

1. 基本サービス(月単位)

1単位:10.21円

サービスの内容 ※訪問介護員による身体介護及び生活援助 (1月あたり)		基本単位数
介護予防訪問介護費Ⅰ (要支援1・2)	週1回程度の利用	1,176/月
介護予防訪問介護費Ⅱ (要支援1・2)	週2回程度の利用	2,349/月
介護予防訪問介護費Ⅲ (要支援2のみ)	週2回程度を超える利用	3,727/月

2. 加算・減算

加算の種類	加算の要件	単位
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	200 / 月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位の13.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位の6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用単位の2.4%
同一建物減算	事業所と同一の建物に居住する利用者	1月の利用単位の10%減算

※市町村で発行される「介護負担割合証」に則ったご入居者負担割合分に応じてお支払いいただきます。

※月額介護サービス費=上記総単位数×単価(10.21円)×1割負担or2割負担or3割負担

★ 有償サービス

有償サービス	1,180円 / 30分	通常 8:00～18:00
	1,475円 / 30分	早朝 6:00～8:00 夜間 18:00～22:00
	1,770円 / 30分	深夜 22:00～6:00
	利用料金 × 訪問介護員数	訪問介護員2名以上の場合